

～県発注ポンプ据付工事への県内設備業者の参入機会の確保のため～

滋賀県建設工事共同企業体運用基準の見直しについて(要望)

一般社団法人滋賀県空調衛生設備工業協会

一般社団法人滋賀県電業協会

(趣 旨)

県発注のポンプ据付工事について県内設備業者の参入機会を確保するため、標記運用基準（以下「運用基準」という。）の一部見直しについてご検討くださいますようお願いいたします。

(現 状)

ポンプ据付工事は、機械メーカーに発注されているところでありますが、その結果、付帯する電気・管工事については、相当部分が県外業者の受注となり、仮に県内業者が受注したとしても3次、4次下請けでの厳しい受注となっているのが実情であります。

県内設備業者が参入する方法として、メーカーと県内設備業者によるJV施工が考えられますが、現行の運用基準ではそれも困難となっております。

そこで、県内設備業者育成の観点から、県内設備業者が参入できるよう、運用基準の一部見直しについてご検討くださるようお願いするものです。

(見直しをお願いしたい点)

1. 対象工事の拡大

- 県内業者の受注機会の確保のため特に必要と認められる工事
- 将来にわたる公共工事の品質確保に資すると認められる工事

2. 出資比率等基準の緩和

- 出資比率の引き下げ（運用基準第6）
 - 構成員2者 30%以上 → 20%以上
 - 構成員3者 20%以上 → 10%以上
- 対象工事費の引き下げ（運用基準第4）
 - 2億円以上の設備工事、その他の工事 → 1億円以上